

# 第1編 総則

## 第1章 計画の改定の目的と構成

### 1 改定の目的

本町は、南を富士山、北を御坂山系に挟まれ、富士五湖のうち4つの湖（河口湖、西湖、精進湖、本栖湖）を有し、地震、暴風、豪雨、豪雪、土砂災害、火山噴火など様々な自然災害が発生しやすい地形・地質・気象条件下にあります。

また、近年の社会・産業の高度化・複雑化・多様化に伴い、道路災害、原子力災害、大規模な火災などの事故災害についても、防災対策の一層の充実強化が求められています。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能ですが、被害の軽減は、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であり、国、地方公共団体、公共機関、住民、それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより減災に努める必要があります。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災や平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震などの大規模な地震災害をはじめ、平成23年紀伊半島大水害、平成27年関東・東北豪雨、平成26年の豪雪（本町も被災）などの風水害、平成25年の伊豆大島の土石流や平成26年の広島市の土石流などの土砂災害、平成3年雲仙岳噴火、平成26年御嶽山噴火等の火山災害など、本町においても類似する災害も想定され、こうした近年の大規模な災害の経験を踏まえ、防災対策の強化を図る必要があります。

これらを踏まえて、「富士河口湖町地域防災計画」（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本町の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に改定します。

### 2 構成

この防災計画の構成は、次の5編からなります。

第1編 総則

第2編 一般災害編

第3編 地震災害編

第4編 富士山火山災害編

資料編

## 第2章 計画の性格

- 1 この防災計画は、町及び県、防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にします。  
これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものです。その実施事項、マニュアル（実践的応急活動要領）等については、別途それぞれの機関の果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ関係機関が定めます。
- 2 この計画は、中央防災会議の定める「防災基本計画」、「富士山火山広域防災対策基本方針」、関係省庁の「防災業務計画」、県の「山梨県地域防災計画」及び「山梨県地震被害想定調査報告書」並びに町の「総合計画」との整合を図り、さらに阪神淡路大震災、東日本大震災等を教訓に、震度7や大規模な風水害・土砂災害・火山災害等を視野に入れた見直しを行うものであり、今後も必要に応じ修正を加え内容の充実を期するものとします。
- 3 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき、山梨県では平成27年12月に「山梨県強靱化計画」を策定しました。本町においても、本計画とは別に、「人命の保護が最大限図られること」「社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」「町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「迅速な復旧・復興」等を基本目標とした「(仮)富士河口湖町国土強靱化地域計画」の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとします。
- 4 この計画は、災害対策基本法第42条の規定により定期的に検討を加え、必要があるときは修正します。各防災関係機関は、関係のある事項について、計画修正案を町防災会議（事務局：町地域防災課）に提出します。修正の手順については次のとおりです。

- (1) 町又は防災関係機関は、修正に係る資料等を整備します。
  - (2) 町は資料を取りまとめ、地域防災計画修正原案を作成します。
  - (3) 町防災会議は、地域防災計画修正原案を審議し、災害対策基本法の規定に基づき、計画の修正について県へ報告します。
  - (4) 町防災会議は地域防災計画を修正し、その要旨を公表します。
- 5 町の防災を担当する地域防災課は、この防災計画を効果的に推進するため、他の課室との連携を図りつつ、次の事項を実行します。
  - (1) 各種防災対策のマニュアルの作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底を行います。
  - (2) 防災対策、マニュアルの定期的な点検を行います。
  - (3) 他計画（開発計画等）に対するし防災の観点からチェックします。

### 第3章 防災の基本方針

- 防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、高齢化、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件を踏まえ、本町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策です。
- 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を、防災の基本理念とする必要があります。
- いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要です。このため、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と備えを息長く行い、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定し課題解決に積極的に取り組むとともに、関係機関等の連携の強化を図ることが必要です。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のモーメントマグニチュード9.0を記録し、地震により発生した大津波や原子力発電所の事故は、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらしました。
- 山梨県においては、切迫性が指摘されている東海地震をはじめ、断層型地震などの大規模地震や富士山噴火などの大規模災害の発生が懸念されることから、日頃から町民の生命と暮らしを守るための備えをしておかなければなりません。このため、東日本大震災など、多くの大災害の様々な教訓を生かすとともに、地域特性や災害史を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめられるよう、具体的な防災施策を実施していく必要があります。
- 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策等の決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが必要です。
- 災害対策には、時間経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながります。なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を進めます。
- 災害に対する備えとして、町、県、公共機関等の災害予防責任者は、法令又はそれぞれの計画の定めるところにより、必要な物資及び資材の備蓄を進めるとともに、応援・受援体制の確立に向け、相互応援に対する協定の締結、共同防災訓練の実施その他必要な措置を講じ、円滑な相互応援が図られるよう努めます。

## 1 災害の予防

- (1) 災害に強い町づくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、自然的条件を配慮した土地利用、治山治水事業及び都市計画事業等による災害に強い町の形成並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行います。
- (2) 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、関係機関（民間企業、ボランティア、NPO、NGO 等を含む）相互の協力体制の構築に向けた、共同の防災訓練及び協定の締結等を行います。
- (3) 町民の防災活動を促進するため、町民への防災思想・防災知識の普及、防災教育・防災訓練の実施、並びに自主防災組織の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行います。
- (4) 公共交通機関の停止や道路が被災した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報します。また、企業等に対して従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行います。
- (5) 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識しつつ、防災体制の構築に努めます。

## 2 災害応急対策

- (1) 東海地震予知情報等の伝達、町民の避難誘導及び災害未然防止活動を行います。
- (2) 発災直後の被害規模の早期把握に関する情報の迅速な収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保を行います。
- (3) 災害応急対策を総合的、効果的に行うため関係機関の活動態勢の確立、並びに他機関との連携による応援態勢の確立を行います。
- (4) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」と言います。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応します。
- (5) 災害の拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動を行います。
- (6) 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ的確な医療活動を行います。
- (7) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物の除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行います。
- (8) 被災者の避難先から安全な避難所への誘導や、避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動の調整等を行います。
- (9) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行います。

ます。

- (10) 被災者の健康状態の把握、救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物の処理等保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な遺体の処理等を行います。
- (11) 防犯活動等による社会秩序の維持、物価の安定、物資の供給のための施策を実施します。
- (12) 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行います。
- (13) 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を求めながら被災者等への的確な情報伝達を行います。
- (14) 二次災害の危険性を見極め、必要に応じ住民の避難、応急対策を行うとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮します。
- (15) ボランティア、義援物資・義援金、県外からの支援等の適切な受け入れを行います。
- (16) 町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めます。

### 3 災害復旧・復興

- (1) 被災地の復興を図るため、被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行うとともに、被災者に対して適切な援護を行います。
- (2) 被災施設の迅速な復旧を行います。
- (3) 二次災害の防止とより快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行います。
- (4) 迅速かつ的確な瓦礫（がれき）処理を行います。町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとします。
- (5) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行います。
- (6) 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援を行います。

### 4 国、県との連携

町は、国、県等と連携をとりつつ、これら防災対策の推進を図ります。

